

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第74回）議事録

第1 日時 平成22年9月16日(木) 13時30分～14時00分

於、総務省8階1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

坂内 正夫（分科会長）、酒井 善則（分科会長代理）、相澤 彰子、
青木 節子、伊東 晋、鈴木 陽一、高畑 文雄、服部 武、前田 香織、
村上 輝康（以上10名）

第3 出席専門委員（敬称略）

藤原 修

第4 出席した関係職員

（情報通信国際戦略局）

久保田 誠之（総括審議官）、竹内 芳明（技術政策課長）

（総合通信基盤局）

桜井 俊（総合通信基盤局長）吉田 靖（電波部長）、
前川 正文（基盤局総務課長）、田原 康生（移動通信課長）、
巻口 英司（衛星移動通信課長）、中澤 忠輝（衛星移動通信課企画官）、
山田 和晴（電波環境課長）

（事務局）

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第5 議題

（1）答申事項

「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち「CISPR シアトル総会への対処方針」について【昭和63年9月26日付け 電気通信技術審議会諮問第3号】

（2）報告事項

ア. 「2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「FWA システムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」について【平成18年2月27日付け 情報通信技術分科会諮問第2021号】<審議開始>

イ. 「Ku 帯ヘリコプター衛星通信システムの技術的条件」について【平成20年7月29日付け 情報通信技術分科会諮問第2025号】<審議開始>

(3) 議決事項

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成13年1月17日情報通信審議会
情報通信技術分科会決定第3号）の一部改正

開 会

○坂内分科会長　それでは時間になりましたので、ただいまから第74回情報通信技術分科会を開催いたします。

本日は委員13名のうち10名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

なお、審議の説明のために藤原専門委員にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

本日の会議の様子はインターネットにより中継をしておりますので、あらかじめ了承をよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従って議事を進めていきたいと思っております。

議 題

(1) 答申事項

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPRシアトル総会への対処方針」について【昭和63年9月26日付 電気通信技術審議会諮問第3号】

○坂内分科会長　今日は4件でございまして、最初に答申事項について審議をいたします。

諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPRシアトル総会への対処方針」について、CISPR委員会主査の藤原専門委員からご説明をよろしくお願いいたします。

○藤原専門委員　CISPR主査を仰せつかっております藤原と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは、座りましてご説明します。

シアトル総会の対処方針につきまして、お手元の資料74-1-1の概要版を使いまして説明いたします。最初のページをごらんください。表紙をはねまして、そこには国際無線障害特別委員会、CISPR——これはフランス語の訳で、シスパー、シスプル

と呼ばれておりますが、この委員会の概要がまとめられております。ご承知のように放送通信の保護を目的として、各種電気・電子機器からの不要電波の許容値と測定法を審議策定することを目的としております。歴史的には昭和9年という、私は生まれていないんですけども、1934年設立ということで歴史がございまして、IECの特別委員会であります。IECは100を超える専門委員会があるわけですけども、CISPRは特別委員会という位置づけになります。その理由は、構成員としまして各国の国内代表者以外にITU関係の、いわゆる国際機関が構成員となっていることが挙げられます。

そのページの組織をごらんいただきますと、CISPRはA、B、D、F、H、Iと、アルファベットで歯抜けになっておりますけれども、6つのサブコミッティー、小委員会から構成されます。小委員会の所掌範囲は右側にご書いてございますが、特筆すべきことは、CISPRに関しましては日本は貢献度が高いということが挙げられます。一番右側の欄に幹事国というのがありますけれども、6つの小委員会のうち2つ日本が幹事国を担当しております。と同時に、幹事あるいは幹事補を出しているという状況にあります。SC-BとSC-Iです。各サブコミッティー、いわゆる小委員会は年1回開催され、鋭意規格化の作業を行っておりますけれども、その下に複数のワーキンググループがございまして、そのワーキンググループも、我が国の専門家がチームリーダー等になって規格化原案に当たっております。

左側のほうに運営委員会というのがあるんですが、当然ここに日本も参加しておりますが、総会というのがあります。年1回となっております。従前CISPR総会というのは3年に1回開かれておりましたけれども、審議事項が増えたということで一昨年のお阪会議から年1回開催されるようになりまして、今回で3回目になります。総会におきましては、各国内委員の代表が集まりまして、右側の6つの小委員会の作業の進捗、あるいは共通問題等が審議される場です。

次のページには、3枚にわたってCISPRにおける最近の主な審議状況がまとめられております。これの詳細につきましてはお手元の資料74-1-2にありますけれども、概要版につきましては3枚にわたって書いておりますが、時間も限られておりますので、この1年間の審議状況、昨年はフランスのリヨンで開催されましたけれども、今年の来月には、アメリカのシアトルであります。そこまでの審議状況をまとめたものであります。

3 ページをめくっていただきますと、一番最後のページをごらんいただきたいと思えます。C I S P R シアトル総会の対処方針が1枚でまとめられております。開催概要につきましては、平成22年10月6日から10月14日、これはずっと土日を含んで9日間というのは決まっておりますが、今年は米国シアトルで開催されます。我が国からは、そこに書いてございますように38名もの参加者が予定されております。ちなみに昨年のリヨン会議では31名でございます。一昨年は大阪会議、これは日本で開催されましたけれども、3回目になろうかと思いますが、六十数名参加されたと記憶しております。過去から、我が国からのC I S P R 総会に参加する人数は、ここ10年間はトレンドは常に右上がりになっております。

主要対処方針につきましては、1年間の審議状況を受けて、ここに書かれてありますのは我が国がプロジェクトを提案した案件、特に関連の強い案件をまとめてございます。3つございまして、いずれも我が国からの提案に関するものであります。

1つ目は、そこに書いてございますが、太陽電池を直流電源としたG C P Cからの妨害波の測定及び許容値、それから電子レンジ妨害波測定へのA P D法の導入というのがありますが、これらはいずれも一昨年の大阪会議で新規プロジェクトとして承認、発足しております。むろん我が国の専門家が2つの新規プロジェクトのリーダーになりまして、メンテナンスチームで規格化作業原案の作成に努力しているところであります。

シアトルの総会におきましては、G C P C、これはグリッド・コネクテッド・パワー・コンディショナーという略語です。ちょっと難しいんですけども、日本語では系統連系パワー・コンディショナーと言われていますが、普通は系統連系インバーターと呼ばれているものです。ご承知のように、太陽電池は直流電圧を発生いたしますので、低圧の直流電圧を100ボルトの商用電源につなげなければいけません。その直流低圧電圧を100ボルトの商用電源に変換する装置をG C P Cと理解していただけたらよろしいかと思えます。直流を交流に変換する際には、電氣的にスイッチングしますから、そこで高調波が発生することから妨害波が発生するという仕組みになりますが、その測定法あるいは許容値を我が国から一昨年の大阪会議で提案されたものであります。既にG C P Cからの妨害波の測定法に関しましては、我が国の測定法にのっとりヨーロッパ等で実際にデータを測定されております。シアトル会議ではそのような実験結果が報告されまして、規格化の方向に持ってくるというような対処であります。

もう1つは電子レンジ妨害波測定法へのA P D法導入、またカタカナ、略語が出てま

いりましたけれども、APDはアンプリチュード・プロバビリティー・ディストリビューションの略であります、振幅確率分布と呼ばれるものであります。雑音のレベルをはかるのではなくて、雑音は変動いたしますから、APD法の測定と申しますのはある一定の妨害波レベルを超える確率をはかるというものであります。非常に新しい代替法になりますけれども、このAPD法の提案も、一昨年大阪で出されまして承認され、メンテナンスチームが動いております。もちろんチームリーダーは我が国のエキスパートであります。これにつきましても、韓国あるいはヨーロッパ等でAPDの測定が行われておりまして、シアトル会議ではそのような実験データが出され、審議される予定になります。この提案、方針はSC-B、小委員会Bのほうです。Bと申しますのは、ISM機器とか電力設備からの妨害波の規格策定を審議するところであります。

2つ目は、ご承知のように電気自動車及びハイブリッド自動車。これは我が国がリードしているものでありますけれども、これからの妨害波測定法につきましてはCISPR12で我が国が試験法の追加等、改正を行ってまいりましたけれども、昨今、電気自動車あるいはハイブリッド自動車の普及が目覚ましく、いわゆるバッテリーを積んでいきますので、その充電システムというものがああります。その充電システムから出てくる妨害波の測定法につきまして、これは日本発でございますけれども、CISPR12へその追加改正を提案するものであります。提案部隊は小委員会Dであります。

最後になりますけれども、LED照明器具。これは皆様方ご承知のように、白熱電球とは違う省エネ型の発光ダイオードを用いた照明器具ですけれども、これからの妨害波の測定法があります。それともう1つは、独立型のHID。HIDというのはハイ・インテンシティー・ディスチャージというか、高輝度放電ランプというものですけれども、これの電子安定器の測定法をどうするかという問題について提案するものであります。

LED照明器具につきましては、発光ダイオードですので低圧の直流電源を供給しなければ発光しないわけでありましたが、この器具は旧来の白熱電球の、全く電球型のものでありますから、100ボルトの交流電源から直流の低電圧を生み出さなければいけません。交流から直流への変換装置というところちょっと大きいですけれども、変換電子回路といってもよろしいんですが、それが照明器具に内蔵されております。交流から直流に変換するときには、先ほどのGCPCと同じく電子的に電圧を切るわけですから。そうしますと、やはりそこで高調波が出て妨害波が発生するという問題があります。その測定法をシアトル会議で提案するものであります。この責任部隊は小委員会Fであります。Fは

家庭用の照明器具とか電動機、あるいは家庭用機器等の妨害波の規格化を審議する委員会であります。

簡単ですが、以上でございます。

○坂内分科会長　ありがとうございました。ただいまのご説明に何かご質問とかご意見はございますか。はい、どうぞ。

○鈴木委員　最後にご説明があったLEDですが、資料74-1-2の最後のページ、別紙3の2ページ目のところの説明を見ますと、前々回ドイツから提案があって、それに対して日本から意見を提出したと。それに今回どれぐらい採用されているかということが関心事であると書かれていますが、これがポイントですね。

○藤原専門委員　おっしゃるとおりでございます。もともとは、アイデアは日本からのものであると聞いております。

○鈴木委員　はい、了解しました。

○坂内分科会長　よろしいですか。

○鈴木委員　はい。

○坂内分科会長　ほかに何か。どうぞ。

○村上委員　太陽電池のインバーターの妨害波について、測定法と許容値について規格案を出されるということなのですが、以前このテーマがこの場で上程されたときに発言した覚えがあります。この許容値を議論するときには世界に冠たる日本の系統連系システムの品質をベースにして許容値を考えるか、あるいはグローバルな活動をしている太陽電池サプライヤーの国際的な常識をベースにした許容値にするかというのは非常に重要な問題なので、ぜひ両方の意見が入るようなフレームワークの中で議論していただきたいというような発言をした覚えがあります。今の仕上がりのイメージは、この点ではどんな感じなんでしょうか。

○藤原専門委員　もともとからこれの測定法に話題が集中してしまっていて、まず測定法をどうするかということが確立すらしておりませんので、我が国から測定法をまず確立して、これを規格化原案に上げて、その後続く話だと私は認識しております。

○村上委員　そうですね。なるほど。今回はそのレベルの提案をされるということですね。

○藤原専門委員　はい。ちなみに2012年、今から2年先になりますけれども、この測定法に関しましてはCD原案の素案を提案するという段取りになっております。

○村上委員　　どうもありがとうございました。

○坂内分科会長　　ほかに何かございますか。

私のほうから1つだけ。いずれもいわゆるグリーンというものにかかわる、これから大事な技術だと思うんですけど、さっきのインバーターの問題だと高周波の問題もあると思うんですけども、例えばクーリングのための音であるとか、さまざまなそれに伴う雑音と言うとあれかもしれないんですけど、そういうものを包括的に見るような、C I S P Rは高周波を扱うということですけども、何かそういう横の連携とか包括的に見るような議論というのは国際的にあるんですか。

○藤原専門委員　　はい。I E Cで類似の所掌範囲というのがございますから、問題がクリアになってきた段階でI E Cの専門機関と連携して、タスクフォース等を立ち上げて検討するという方向になっていると思います。

○坂内分科会長　　そうですか。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

○服部委員　　ここで議論されたものが最終的に機器の規格に多分反映されるようになると思うんですけど、具体的にはこれはI E Cの議論の中ではどのような部分でその後規格に反映していくのか、ちょっと教えていただければと思うんですけど。

○藤原専門委員　　I E Cですか。

○服部委員　　I E Cですね。

○藤原専門委員　　I E Cにつきましては少し私のほうから……、事務局のほうでつかんでおられましたら、ご説明をお願いできたらありがたいんですが。

○山田電波環境課長　　物によるんですけども、例えばV C C Iの国内規格でありますとか、高周波利用設備に関係するものにつきましては電波法のもとで高周波利用設備の標準に反映される。あとは電気用品安全法の中での規定に盛り込まれるとか、対象物によっていろんな国内の規格、基準になってあらわれてくることになります。

○服部委員　　多分最終的には機器の輸出、あるいは輸入にかかわる非常に重要な規格に反映されると思いますので、ぜひその連携というんですか、そういうのをしっかりとっていただければと思います。

○坂内分科会長　　ほかに何かございますか。

それでは、ほかに意見がございませんようでしたら、本件答申案の資料7 4 - 1 - 3のように答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂内分科会長　それでは、案のとおり答申をさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の措置についてご説明を伺えるということですので、よろしくお願いいたします。

○桜井総合通信基盤局長　基盤局長でございます。ただいまC I S P Rシアトル総会への対処方針ということで答申をいただきまして、ありがとうございました。また、取りまとめいただきました藤原主査はじめ、委員の皆様方には大変ご熱心なご審議を賜っておりまして、重ねて御礼申し上げたいと思います。

対処方針をいただきましたので、研究機関ですとか各大学、あるいはメーカー、通信事業者の方々等関係者と一体となりまして、シアトル総会にこの対処方針に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

○坂内分科会長　ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(2) 報告事項

ア 「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「FWAシステムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」について【平成18年2月27日付 情報通信技術分科会諮問2021号】<審議開始>

○坂内分科会長　それでは、続いて報告事項、諮問第2021号「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「FWAシステムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」の審議開始について、広帯域移動無線アクセスシステム委員会事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○田原移動通信課長　事務局を務めております移動通信課でございます。資料74-2に従いましてご説明させていただきます。

2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムでございますけれども、こちらにつきましては、平成19年に制度化されたものでございます。4方式について制度化され、その後でございますけれども、2事業者がそれぞれの方式でサービスを提供してございます。こちらのサービス開始が昨年春からという形になってございます。サ

サービスが始まってそれぞれ利用されているわけですが、一方で、それぞれの規格について、まだまだ国際標準化を推進する団体において規格の高度化に向けた検討が進められております。一方、この2.5GHz帯の広帯域移動無線アクセスシステムのほかにも、今年の12月からは下り100Mbpsという伝送速度が可能な3.9世代移動通信システム、LTEと一般に呼ばれていますけれども、こちらのサービスが始まります。こういった中で、広帯域移動無線アクセスシステムについても、さらなる高度化というところにいろいろな期待が集まっているところでございます。こうしたものを踏まえまして、広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)のシステムにつきまして、高度化に必要な技術的条件の審議を行うものでございます。

裏のページ2に、簡単な絵でございますけれども、つけておりますのでごらんいただければと思います。こちらにつきましては高度化のイメージでございますけれども、まず従来に比べて伝送方式を高度化していきたいということで、より高度な変調方式、例えばその1つの方式であるWiMAX、こちらについて16QAMまでの変調方式が採用されていますけれども、それを64QAMも使えるようにということで、そのフォーラムのほうでの仕様化が進んでございます。また、従来からいろいろ議論のあるところでございますけれども、占有周波数帯幅で規格としては20MHz帯まで考えるシステムが国際団体で議論されておりますけれども、そういう議論の進展を踏まえまして、今回技術的条件への反映を含めて検討し、システムの高度化、高速化を実現できないかというものでございます。一方、通信の利便性というか、通信エリアの改善という意味で、空中線電力あるいは空中線利得を少し上げ、緩めることで屋内での利用等ももう少し利便性を高めることができるのではないかとということで、サービスしている事業者のほうから要望等が出ております。こういったものについては、他のシステムとの干渉を含めて議論していく必要があるということで、今般この中で一緒にあわせて検討を行っていくものでございます。

表面に戻っていただきまして、ということでございまして、「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「FWAシステムを除く」と書いてございますが、高利得のシステムについては別途平成19年にお通しいただいたもので、ローラル地域に使うシステム等を規定してございますけれども、こちらは今回除きまして、一般的に使われるBWA、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件という形でご審議いただくということで、このような形にしてござい

す。

審議体制でございますけれども、既設の広帯域移動無線アクセスシステム委員会において検討を行う予定でございます。答申予定の時期でございますけれども、平成23年1月ごろを想定してございます。答申をいただいた場合の行政上の措置でございますけれども、関係省令及び告示等の改正を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂内分科会長　　ありがとうございます。何かご質問、ご意見ございますか。どうぞ。

○前田委員　　過去の状況を全然存じ上げないのでちょっとピンと外れかもしれないんですけども、これはいろんな種類のシステムが出てきて、個々に高速に改善して使えるようになると思うんですが、それぞれの乗り入れとかいうこともこのようところで検討されていく可能性があるんでしょうか。それともそういうのは全然違うところで検討されるものなんですか。

○田原移動通信課長　　今ご指摘があったのは、多分LTEと、例えばWiMAXとかいう意味だと思いますけれども、今回そこまで、変調方式等方式がかなり違うものでございますので、その相互の乗り入れというところまでは想定しておりません。どうしてもそれをそれぞれ相互乗り入れとか、1つの端末で利用するとすると、それぞれ両方載った端末を実現していかなければいけないということなので、また別の検討になっていくかと思えます。

○坂内分科会長　　よろしいですか。ほかに何か。

それじゃ、どうもありがとうございました。

イ 「Ku帯ヘリコプター衛星通信システムの技術的条件」について【平成20年7月29日付 情報通信技術分科会諮問2025号】〈審議開始〉

○坂内分科会長　　それでは次に、諮問第2025号「Ku帯ヘリコプター衛星通信システムの技術的条件」の審議開始について、委員会事務局から説明をよろしく願いいたします。

○巻口衛星移動通信課長　　事務局を務めさせていただいております衛星移動通信課の巻口と申します。よろしく願いいたします。

資料74-3に基づきましてご説明させていただきます。Ku帯ヘリコプター衛星通

信システム、通称ヘリサットというものでございますが、その技術的条件についてご審議の開始をお願いするものでございます。

まずシステムの概要につきましては、裏面の参考の図がわかりやすいかと思っておりますので、それに基づいてご説明させていただきます。災害、地震などの大災害等の状況におきまして、災害対策機関がヘリコプターを活用して、上空から被災状況を迅速かつ的確に把握して、被災状況に応じた的確な出動・応援指示等の災害応急対策を速やかに講じることが重要だという状況がございますが、現状のシステムは真ん中の図の左側にありますとおり、地上の中継基地局を使ってヘリコプターからの映像等を送信するものでございます。ヘリテレと呼ばれているものですが、このシステムですと、ヘリコプターから電波が届く範囲がせいぜい半径数十キロということでありまして、カバー範囲の制約がある、あるいはそもそも地震で地上の基地局そのものが被災しているような状況では使えないといったことも考えられる状況であります。

それに対しまして、右側が今回ご審議をお願いしますヘリサットシステムでございますが、ヘリコプターから衛星を経由して、災害対策機関に映像、音声等を伝送するというものでございまして、当然のことながら、カバー範囲が広くて日本全国をカバーできるものでございます。ヘリコプターからの衛星経由ということで、技術的には例えばヘリコプターの上を回っているローターブレードの回転する間を縫って間欠的に電波を送信しなければならないといったような、かなり高度な技術を採用しているものでございますが、それによって島であるとか山間、海上等も含めて全国をカバーできるものでございます。地震等の災害に際しては非常に効果を発揮するシステムだと考えております。

表側に戻っていただきまして、1番の審議開始の背景の真ん中からですけれども、本件につきましては一昨年7月に諮問をさせていただいております、昨年1月にこのヘリサットシステムを使用しました標準画質レベルの動画及び音声の伝送に係る技術的条件につきましては、取り急ぎ一部答申を既にいただいているところでございますが、近年、放送のデジタル化の進展などに伴いまして、ヘリサットにつきましても災害対策機関から高画質映像伝送のニーズというものが高まってきております。また、本システムは災害対策機関のみならず、放送事業者からも高い関心が寄せられているところでございます。こうしたような背景を踏まえまして、このたび、高画質映像伝送も可能なシステムの導入に向けて、必要な技術的条件の審議を再開させていただくということを考えているところでございます。

3番の審議体制につきましては、服部先生に主査をお願いしております衛星通信システム委員会において調査検討いただき、答申をいただく時期としましては来年3月ごろに、標準画質はもとより高画質映像伝送も可能なヘリサットシステムの技術的条件に係る全部答申という形でご答申いただければということをお願いしております。答申が得られたときの行政上の措置でございますが、無線設備規則など関係省令等の改正を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○坂内分科会長　　ありがとうございました。何かご質問ございますか。はい、どうぞ。

○鈴木委員　　この答申が23年3月ごろにあった後、実際にこの衛星通信システム、ヘリサットを用いたシステムの実現というのは、どれくらいの時間、タイムスパンで考えておられるのでしょうか。

○巻口衛星移動通信課長　　ご答申を来年の3月ごろいただいた後、制度化を行っていく関係で、電波監理審議会への諮問答申も必要だと思っておりますが、制度化をできましたら来年の6月ぐらいには行いまして、あとは災害対策機関がどのように装備を配置していくかということですが、早ければ23年度中にも実現ができないかというふうに思っているところでございます。

○鈴木委員　　わかりました。

○坂内分科会長　　ほかに何かございますか。

○伊東委員　　じゃ、よろしいですか。

○坂内分科会長　　はい、どうぞ。

○伊東委員　　高画質な映像伝送を目指そうということで、大変期待いたしております。地デジへの完全移行も秒読み段階という状況でございますけれども、フルスペックのハイビジョンを表示できる3波共用受信機も世の中はかなり広く出回ってきております。このように受信機の性能は上がっているのに、素材となる映像の品質がよくないということであれば、せっかくの放送のデジタル化も魅力が半減してしまうと思います。したがって、技術的条件の検討をされる際には、可能な限り高画質な映像伝送ができるようなスペックにしていいただければありがたいなと期待しております。どうぞよろしくお願いたします。

○坂内分科会長　　どうぞ。

○村上委員　　私も伊東委員と同じ意見でございます。この資料では災害対策機関等とな

っていますが、特に災害対策に限るということではないと理解してよろしいですか。報道等でも活用できるという。

○巻口衛星移動通信課長 はい、そのとおりでございます。

○村上委員 そういうことですね。ありがとうございます。

○坂内分科会長 ほかに何かございますか。

それでは服部先生、よろしくお願いいたします。

(3) 議決事項

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成13年1月17日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第3号）の一部改正

○坂内分科会長 それでは最後の議題ですが、議決事項に移ります。情報通信技術分科会における委員会の設置の一部改正について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○白川管理室長 事務局からご説明させていただきます。

資料74-4をごらんください。まずこの74-4の2ページに新旧対照がございます。今回の改正は委員会の廃止に伴うものでございます。審議会決定第3号第1項第13号に、現在、公共無線システム委員会を設置することになっておりますけれども、この委員会は本年3月に答申を取りまとめまして、その役割を終えておりますので、今回当該委員会を廃止することといたしまして、この決定13号を削除します。そして、以下の号を順次繰り上げるというものでございます。改正案文につきましては1ページのところにございますし、3ページ以降に改正前の全条文と改正後の全条文を参考のために添付してございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂内分科会長 ありがとうございます。何かご質問ございますか。よろしいですか。

特にご異議がないようですので、諮問第2028号の審議終了のため、資料74-4のとおり「公共無線システム委員会」を廃止することにさせていただきます。

閉 会

○坂内分科会長 以上で本日の予定した議題は終了ですけれども、何かございまでしょ

うか。

事務局から、よろしいですか。

○白川管理室長 はい。

○坂内分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。次回の日程は確定になり次第、事務局からご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。